

公益社団法人 日本青年会議所

賛助企業に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第82条第2号に基づき、賛助企業に関する規程を定める。

2 本規程は、公益社団法人日本青年会議所(以下「本会」という)と賛助企業との間の基本的な関係を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において賛助企業とは、本会の目的に賛同し、その活動を援助することによって本会の発展を助成しようとする企業をいう。

第2章 賛助契約

(賛助企業の地位)

第3条 賛助企業は、本会に対して賛助金を払うことによって本会の活動を援助するものであり、本会の会員としての地位有するものではない。

(賛助契約)

第4条 賛助企業は、本会との間で賛助に関する契約(「賛助契約」という)を締結することによって、賛助企業としての資格を有する。

(契約の内容)

第5条 賛助契約においては、次の事項を定めなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の当事者
- (3) 賛助金の額及び支払い方法
- (4) 賛助企業の権利及び義務
- (5) 契約の存続期間に関する事項
- (6) 契約の解除に関する事項
- (7) その他、賛助契約に必要と認められる事項

(契約の締結)

第6条 賛助契約が成立した場合には、契約書の写しを添付して本会理事会に報告しなければならない。

(契約の有効期間)

第7条 賛助契約の有効期間は当該年度の1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、同じ条件による更新を妨げない旨を賛助契約においては定めるこ

とができる。

(当事者の権利義務)

第8条 賛助契約においては、その目的に反しない限度で当事者間の権利及び義務を定めることができる。

(賛助金)

第9条 賛助企業は、本会に対して賛助金を支払うものとし、その金額及び支払い方法については賛助企業と本会との間の協議によって決定される。

2 賛助金の支払い時期は毎年2月末日までとする。ただし、賛助企業の事情によりその時期を別に定めることができる。

(賛助契約の解除)

第10条 賛助契約においては、当事者の義務不履行によって、契約を解除することができる旨を定めることができる。

2 賛助契約においては、契約終了日の1カ月以上前に当事者からの申し出によって、契約を更新しない旨の通知があった場合には、契約が更新されない旨を定めることができる。

3 第1項の解除理由が、本会の責に帰すべき理由に基づく場合には、既納の賛助金及び支払い義務が確定した賛助金の一部を、返還ないしは免除することができる旨を定めることができる。

4 第2項の場合には、既納の賛助金及び支払い義務が確定した賛助金を、返還ないしはその一部を免除する定めを置くことはできない。

(契約書)

第11条 本会は、賛助契約についての基本的な契約書を定める。ただし、賛助契約の締結にあたって、本会の目的及び本規程に反しない限度の変更は許される。

附則

この規程の変更規定は平成22年7月1日から施行する。

平成 8年11月28日 制定

平成15年10月25日 改正

平成16年10月23日 改正

平成20年10月 2日 改正